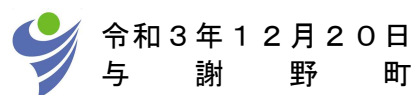


# Press Release

## 報道各社 御中



### 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

— 一部の世帯を除き、令和3年12月24日に支給 —

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への支援を目的として、18歳まで（平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生）の児童を養育し、児童手当の所得要件を満たした世帯に対し、以下のとおり児童1人につき10万円の子育て世帯臨時特別給付金を支給します。

#### ●支給対象児童及び支給対象者（見込人数 2,840人）

##### 1 令和3年9月分の児童手当支給対象児童

支給対象者 令和3年9月分の児童手当受給者

##### 2 平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童

支給対象者 基準日（令和3年9月30日）時点で児童を養育している保護者

※保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方に限ります

※基準日（令和3年9月30日）時点で婚姻している場合を除きます

##### 3 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象児童

支給対象者 支給対象児童の児童手当受給者

#### ●給付金支給額

対象児童1人あたり10万円（1回限り）

##### 【申請手続き】

**申請が不要の方** 与謝野町から令和3年9月分の児童手当を受給している方

対象の方には、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」についてのお知らせを送付します。

※与謝野町から令和3年9月分の児童手当を受給している世帯に高校生相当年齢の児童がいる場合は、その児童分についても申請不要です

**申請が必要な方** 勤務先から児童手当を受給している公務員の方や高校生相当年齢の児童のみを養育しているご家庭

対象の方には、与謝野町から申請書類等をお届けします。

# Press Release

## 報道各社 御中



令和3年12月20日  
与謝野町

### ●支給予定日

**申請が不要な方** 令和3年12月24日（金）

※2,080人分（1,068世帯）を振り込みする予定です

**申請が必要な方** 申請手続き後、順次支給します

お問い合わせ先

子育て応援課 坪倉

電話 0772-43-9024